

RebroViewer ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社NYKシステムズ（以下「弊社」）は、お客様がこの「ソフトウェア使用許諾契約」（以下「本契約」）に同意する場合に限り、弊社ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」）の使用権を許諾します。

本契約を表示するダイアログに示される〔使用許諾契約の条項に同意します〕を選択し、本ソフトウェアをインストールすることをもって、お客様は本契約を締結することに同意したと見なします。お客様が自身のために本ソフトウェアを取得する場合は、弊社とお客様個人との間で成立し、お客様が企業またはその他法人のために本ソフトウェアを取得する場合は、弊社と企業またはその他法人のいずれかとの間で成立します。

第1条 本ソフトウェアの使用権

- (1) お客様は本ソフトウェアを複数のコンピュータにインストールし、使用することができます。
- (2) お客様は本ソフトウェアの複製物を作成し、頒布することができます。この場合、本ソフトウェアに表示されている弊社の著作権表示を含んで複製するものとします。

第2条 権利の帰属

本契約で明示的に定められていない限り、本ソフトウェアの権利（権原、所有権、著作権およびその他の知的所有権等）は、弊社が保有します。本ソフトウェアは、著作権法によって保護されています。

第3条 お客様の義務

お客様は、本ソフトウェアが著作権法等によって保護される無体財産権を含む機密情報または財産的情報を有することを認識するとともに、次の行為をしないものとします。

- (1) 本契約条項に定める条件以外の条件により、本ソフトウェアを使用、複製する行為
- (2) 本ソフトウェアを改変、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルする行為
- (3) 本ソフトウェアを第三者へ販売、賃貸する行為
- (4) 本ソフトウェアに記録または表示されている所有権および無体財産権の権利表示を除去、削除または変更する行為

第4条 無保証

弊社は、本ソフトウェアを原状のまま提供します。弊社は、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任および本ソフトウェアに起因するお客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害、データ等に対する損害および無体財産権に関し第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求にもとづく賠償責任等の一切の責任を負いません。

第5条 使用権の消滅

- (1) お客様はいつでも本ソフトウェアの使用権を消滅させることができます。
- (2) お客様が次の事由に該当した場合、本ソフトウェアの使用権は自動的に消滅します。
 - ① お客様が本契約条項に違反した場合
 - ② お客様が異なるバージョンの本ソフトウェアの使用権を取得した場合

第6条 使用権消滅時の措置

お客様の本ソフトウェアの使用権が消滅した場合、お客様は本ソフトウェアおよびそれらの複製物すべてを抹消または破棄するものとします。

第7条 サポート

本ソフトウェアに関するお問い合わせ、ご質問には応じかねます。

更新日：2026年4月27日

以上